

文部科学省
インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成 2 7 年 3 月

文 部 科 学 省

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）
目次

| | |
|-------------------------------|----|
| I. はじめに | 1 |
| II. 計画の範囲 | 2 |
| 1. 対象施設 | |
| 2. 計画期間 | |
| III. 目指すべき姿 | 4 |
| IV. 対象施設の現状と課題 | 5 |
| § 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設） | 5 |
| 1. 老朽化の状況 | |
| 2. 各設置者における維持管理の現状と課題 | |
| (1) 点検・診断の実施状況 | |
| (2) 対策の実施状況 | |
| (3) 老朽施設の計画的対策の必要性 | |
| 3. 少子化、人口減少の進行 | |
| § 2. 国立大学法人等施設 | 12 |
| 1. 老朽化の状況 | |
| 2. 各設置者における維持管理の現状と課題 | |
| (1) 点検・診断の実施状況 | |
| (2) 対策の実施状況 | |
| (3) 老朽施設の計画的対策の必要性 | |
| § 3. 独立行政法人施設 | 16 |
| 1. 老朽化の状況 | |
| 2. 各設置者における維持管理の現状と課題 | |
| (1) 点検・診断の実施状況 | |
| (2) 対策の実施状況 | |
| (3) 老朽施設の計画的対策の必要性 | |
| § 4. 文部科学省管理施設 | 18 |
| 1. 老朽化の状況 | |
| 2. 維持管理の現状と課題 | |
| (1) 点検・診断の実施状況 | |
| (2) 対策の実施状況 | |
| (3) 老朽施設の計画的対策の必要性 | |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| V. | 必要施策に係る取組の方向性 | 19 |
| § 1. | 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設） | 19 |
| 1. | 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援 | |
| (1) | 点検・診断の着実な実施 | |
| (2) | 個別施設計画の策定 | |
| (3) | 対策の着実な実施 | |
| (4) | 予算管理 | |
| 2. | メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備 | |
| (1) | 指針・手引の策定 | |
| (2) | 体制の構築 | |
| (3) | 情報基盤の整備及び活用 | |
| § 2. | 国立大学法人等施設 | 23 |
| 1. | 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援 | |
| (1) | 点検・診断の着実な実施 | |
| (2) | 個別施設計画の策定 | |
| (3) | 対策の着実な実施 | |
| (4) | 予算管理 | |
| 2. | メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備 | |
| (1) | 指針・手引の策定 | |
| § 3. | 独立行政法人施設 | 26 |
| 1. | 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援 | |
| (1) | 点検・診断の着実な実施 | |
| (2) | 個別施設計画の策定 | |
| (3) | 対策の着実な実施 | |
| (4) | 予算管理 | |
| § 4. | 文部科学省管理施設 | 27 |
| 1. | 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援 | |
| (1) | 点検・診断の着実な実施 | |
| (2) | 個別施設計画の策定 | |
| (3) | 対策の着実な実施 | |
| (4) | 予算管理 | |
| § 5. | 新技術の開発・導入 | 28 |
| (1) | 新技術の開発 | |
| (2) | 新技術の導入 | |
| VI. | 中長期的なコストの見通し | 29 |
| VII. | フォローアップ | 29 |

I. はじめに

文部科学省は、学校施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）、独立行政法人が管理する施設、文部科学省庁舎等、多数の国民が利用する多種多様な施設等を所管又は管理している。

これらの施設は、国民の社会活動を支える重要な基盤の一角を形成するものであるが、その多くは第2次ベビーブーム世代に対応するために整備され、例えば公立小中学校施設では、建築後25年を経過し改修を要する施設が約7割を占めるなど、老朽化が進行している。現下の厳しい財政状況の中、各設置者がこれらの施設を全て従来の改築の手法で対応していくことは困難であることから、点検により劣化、損傷等の老朽化の状況を的確に把握した上で、優先順位付けや予算の平準化、トータルコストの縮減等を加味した計画を策定し、同計画に基づき効果的・効率的に長寿命化を図ることにより、良好な状態の維持や安全性の確保に努めていく必要がある。

これまで、文部科学省においては、公立学校施設について、「長寿命化改良事業」を創設し、各設置者による長寿命化の取組を支援するとともに、国立大学法人等施設について、「国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づいた計画的な施設整備を図るなど、老朽化対策推進に資する様々な施策に取り組んできたところである。他方、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、政府全体の取組として、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が、平成25年11月に策定された（インフラ老朽化対策の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）。

このため、文部科学省としては、基本計画を踏まえ、文部科学省が所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、ここに「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「本行動計画」という。）を策定し、これにより、所管又は管理施設の長寿命化に向けた各設置者における取組を一層推進するものである。

Ⅱ. 計画の範囲

1. 対象施設

- 文部科学省が所管又は管理する施設には、国公立の学校施設、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等の社会教育施設、独立行政法人が管理する施設、文部科学省庁舎等があり、それらの設置形態、用途及び規模は多種多様であるが、本行動計画においては、基本計画を踏まえ、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な公財政支出の低減を図る観点から、維持管理等に係る公財政支出があり、多数の国民を受け入れることを目的とした以下の施設を対象とする。

〈学校施設〉

- ・ 公立学校施設及び国立大学法人等施設

〈社会教育施設〉

- ・ 地方公共団体が設置する公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）等全般

〈独立行政法人〉

- ・ 多数の国民を受け入れることを目的とした施設を所有し、法人の主たる業務を実施するために当該施設を運営する独立行政法人（以下本行動計画において「施設運営型法人」という。具体的な法人名は、図表1参照）

〈文部科学省庁舎等〉

- ・ 庁舎等

- なお、私立学校及び施設運営型法人以外の独立行政法人については、上記対象に準じ、文部科学省より本行動計画を参考配布し、基本計画及び本行動計画の趣旨を踏まえた自主的な取組を促す。

2. 計画期間

- 基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目処を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを対象期間とする。

【図表 1 施設運営型法人の内訳】

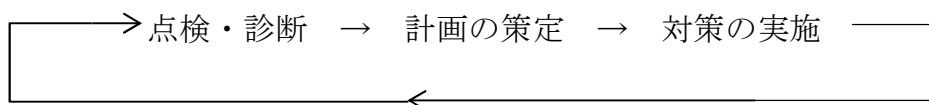
- ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・ 国立青少年教育振興機構
- ・ 国立女性教育会館
- ・ 国立科学博物館
- ・ 国立美術館
- ・ 国立文化財機構
- ・ 教員研修センター
- ・ 科学技術振興機構（日本科学未来館）¹
- ・ 日本スポーツ振興センター
- ・ 日本芸術文化振興会
- ・ 日本学生支援機構

¹科学技術振興機構については、法人としては対象外であるものの、科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進するため、日本科学未来館を運営して多数の国民を受け入れていることから、当該施設を対象とする。

Ⅲ. 目指すべき姿

- 行動計画の対象施設は、後述するように今後急速な老朽化が予想される中、安全性の確保とともに公共施設に求められる機能の確保も求められるが、そのためには、各設置者において、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて日常的な修繕や大規模な改修等（以下「修繕・改修等」という。）の対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築する必要がある。

(メンテナンスサイクル)



- その際、現下の厳しい財政状況の中でも、対象施設のメンテナンスサイクルを着実に運用していくためには、これまでの改築中心から長寿命化への転換により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、行動計画・個別施設計画の策定を通じ、予算の平準化に努めることも重要である。

また、その際、利用実態等の実情や今後の需要等を踏まえ、既存施設の効果的、効率的なストック管理を行うことにも留意する。

- 文部科学省としては、対象施設の設置者がメンテナンスサイクルを構築し、着実に運用できるよう、必要な技術的助言や支援を行い、各設置者における対象施設の長寿命化の取組を促進していく。

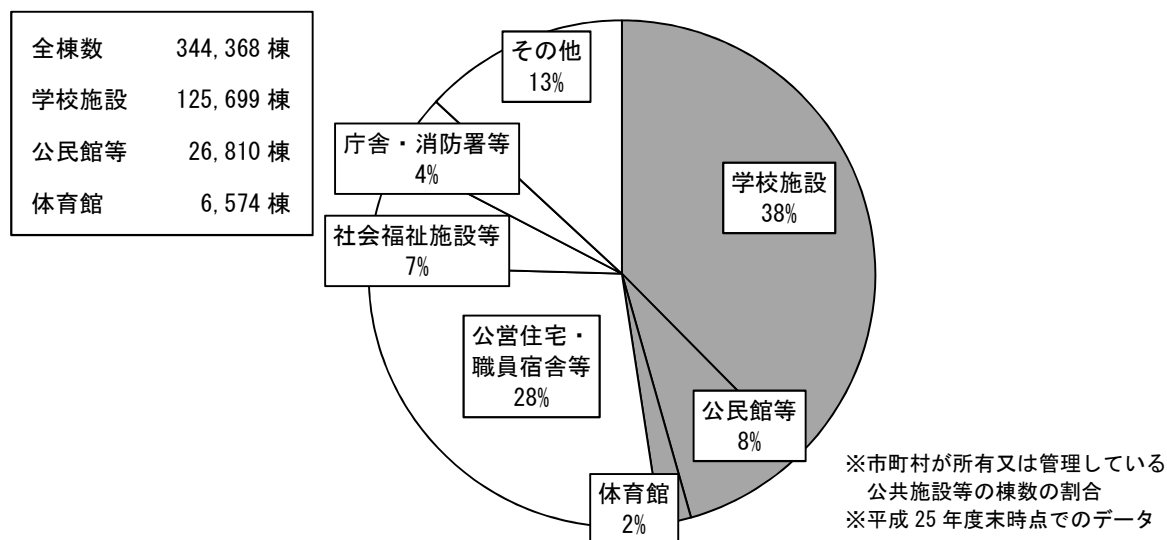
IV. 対象施設の現状と課題

§ 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）

1. 老朽化の状況

- 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）は、市町村が所有又は管理する公共建築物において約5割を占める（棟数ベース）など、国民の社会活動を支える重要な基盤の一角を形成しているが、第2次ベビーブーム世代に対応するために整備されたものが多いことから、老朽化が進行している。

【図表2：公共建築物における文教施設の割合】



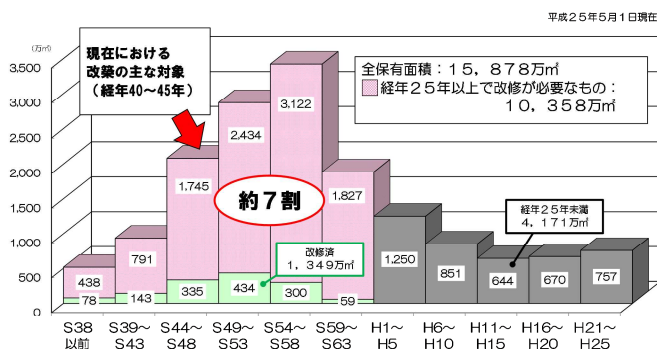
（出典）「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（平成27年2月 消防庁）に基づき作成

- 例えば、公立小中学校施設は全国に約3万校あり、そのストックは非木造施設に限っても15,878万㎡に及ぶが、その約7割に当たる10,358万㎡が建築後25年以上経過し改修を要する建物であり、改修済み²の施設は1,349万㎡（全体の約1割）に留まっていることから、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が予想される。（図表3参照。）

²老朽化対策としての改修は、経年により通常発生する建物の損耗や機能低下に対する復旧工事を指す。バリアフリー化や省エネ化など現代の社会的要請に応じた改修等を実施することもある。建物全体の耐震性能（Is値）の向上を目的とした耐震改修と異なる。

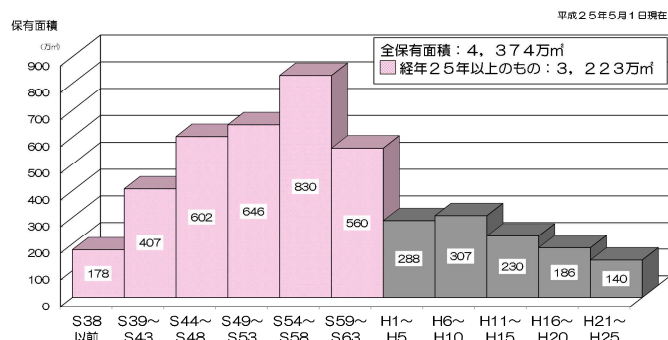
【図表 3 : 公立学校施設の経年別保有面積】

公立小中学校の経年別保有面積<全国>



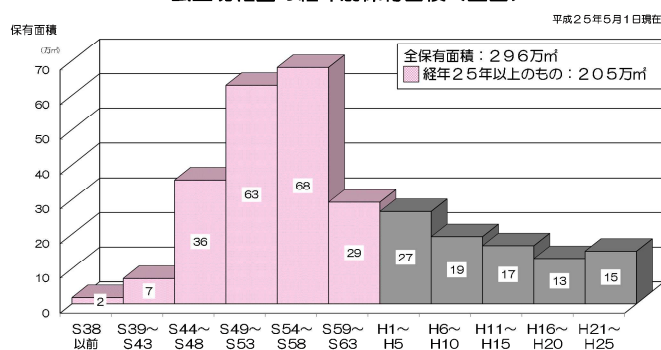
※「公立学校施設実態調査 平成25年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上

公立高等学校の経年別保有面積<全国>



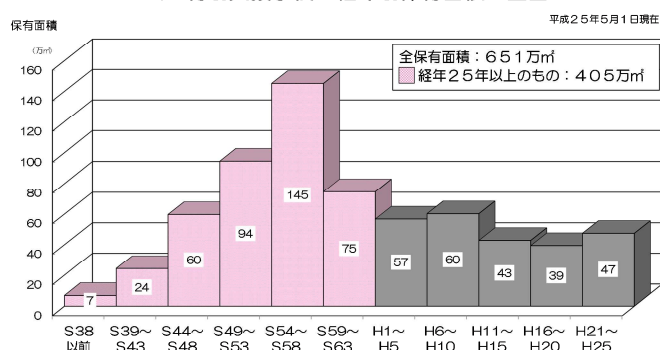
※「公立学校施設実態調査 平成25年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上

公立幼稚園の経年別保有面積<全国>



※「公立学校施設実態調査 平成25年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上

公立特別支援学校の経年別保有面積<全国>



※「公立学校施設実態調査 平成25年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上

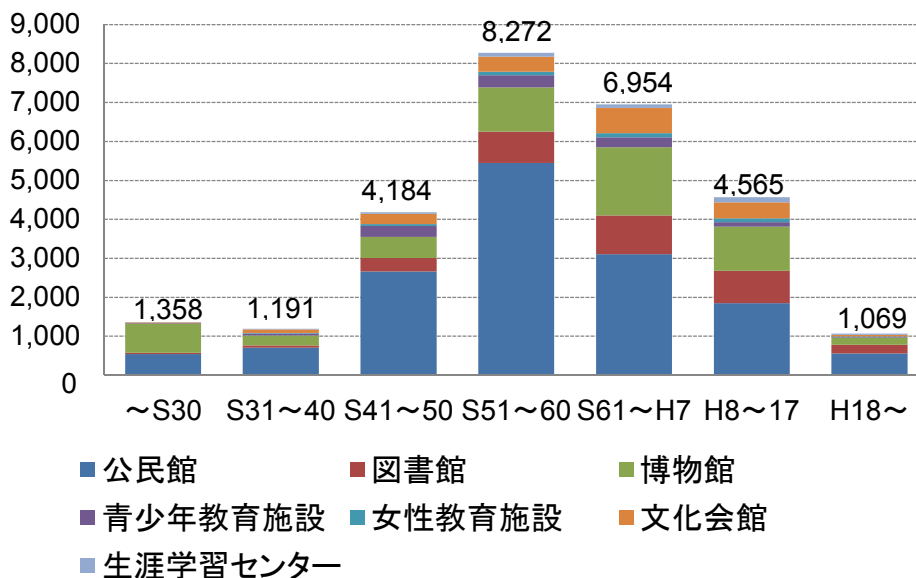
(出典) 公立学校施設実態調査(平成25年度)に基づき作成

- 平成24年度に文部科学省が各市町村教育委員会施設主管課長を対象に行ったアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)によれば、平成23年度に、外壁のモルタルやタイル、窓の脱落等、構造体の耐震性を確保しただけでは防ぐことができない安全面での不具合が約1万4千件(2校に1件程度の割合)、雨漏りや設備機器・配管の破損等により、学校での活動に支障を来す等、機能面での不具合が約3万件(1校に1件程度の割合)生じるなど、対策が急務となっている。³
- また、公立社会教育施設についても、約2万8千棟のうち、約5割の約1万5千棟が昭和60年度以前に建設されるなど、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が予想される。(図表4参照。)

³ 「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進」(平成25年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告書) P109参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1331925.htm

【図表 4 : 公立社会教育施設の経年別施設数】



(出典) 社会教育調査(平成23年度)に基づき作成

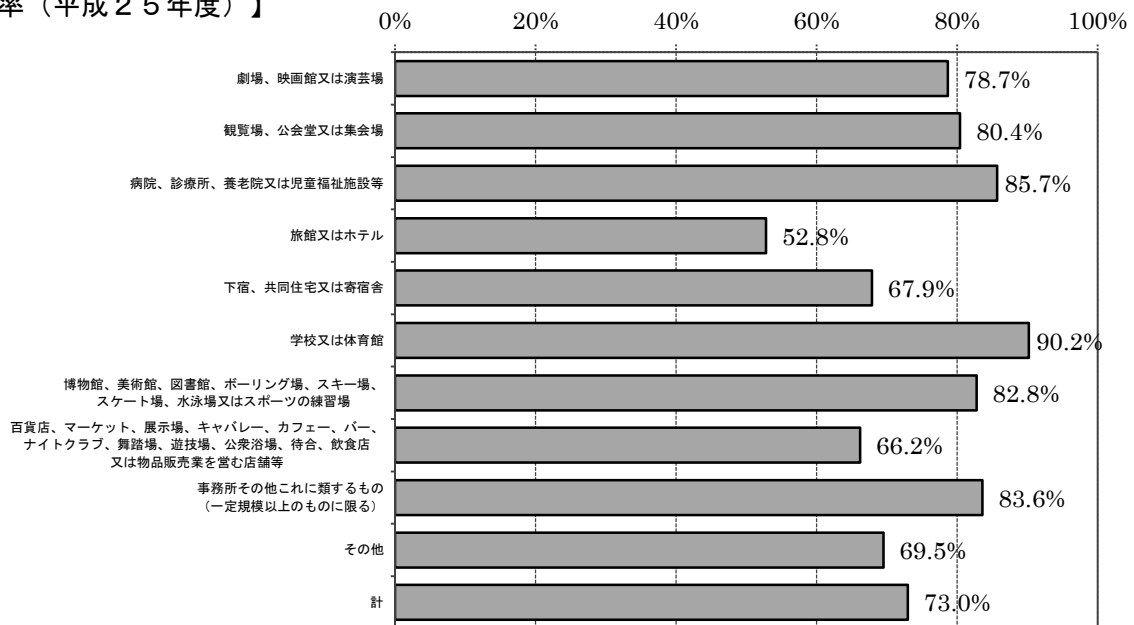
- なお、対象施設の中には、全国ベースでの老朽化等の状況把握が不十分な施設もあるため、それらについては、今後、各設置者における個別施設計画の策定を通じて、老朽化等の状況把握に努める必要がある。

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- 公立文教施設の各設置者が、所有又は管理する施設(以下「管理施設」という。)の長寿命化を着実に進めていくためには、その基礎情報となる老朽化の状況を、管理施設を定期的に点検・診断することにより正確に把握することが重要である。
- 建築物の維持管理(点検を含む)については、建築基準法第8条において、全ての建築物の所有者等による建築物の維持管理の努力義務が規定されているとともに、同法第12条及び関連政省令・告示等において、定期点検等が義務付けられる建築物の用途や規模等が規定されている。(同条及び関連政省令・告示等により規定される損傷、腐食その他の劣化の状況の点検について、以下「12条点検」という。)
- 12条点検の実施が義務付けられている公立文教施設については、国土交通省の調査によれば、図表5のとおり、必ずしも全ての施設において12条点検が実施されていないことから、その実施率の向上が課題である。

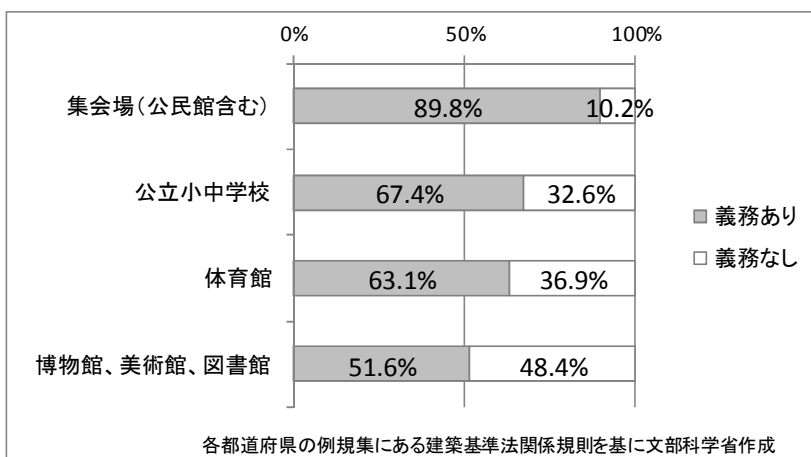
【図表 5：建築基準法第 12 条第 1 項に基づき建築物の所有者が行う、定期調査結果の特定行政庁への報告率（平成 25 年度）】



(出典) 国土交通省の資料に基づき作成

○ また、12条点検の実施が義務付けられる建築物は、当該建築物の所在区域を所管する特定行政庁⁴が指定したもの等に限られることから、例えば公立小中学校については、図表 6 のとおり、約 3 割の市町村において 12 条点検の実施が義務付けられていないなど、長寿命化を推進していく上での前提となる点検・診断の義務付けの状況に地域差が生じているのも課題である。

【図表 6：特定行政庁の指定等の結果、学校等について 12 条点検の実施が義務づけられている市町村の割合】



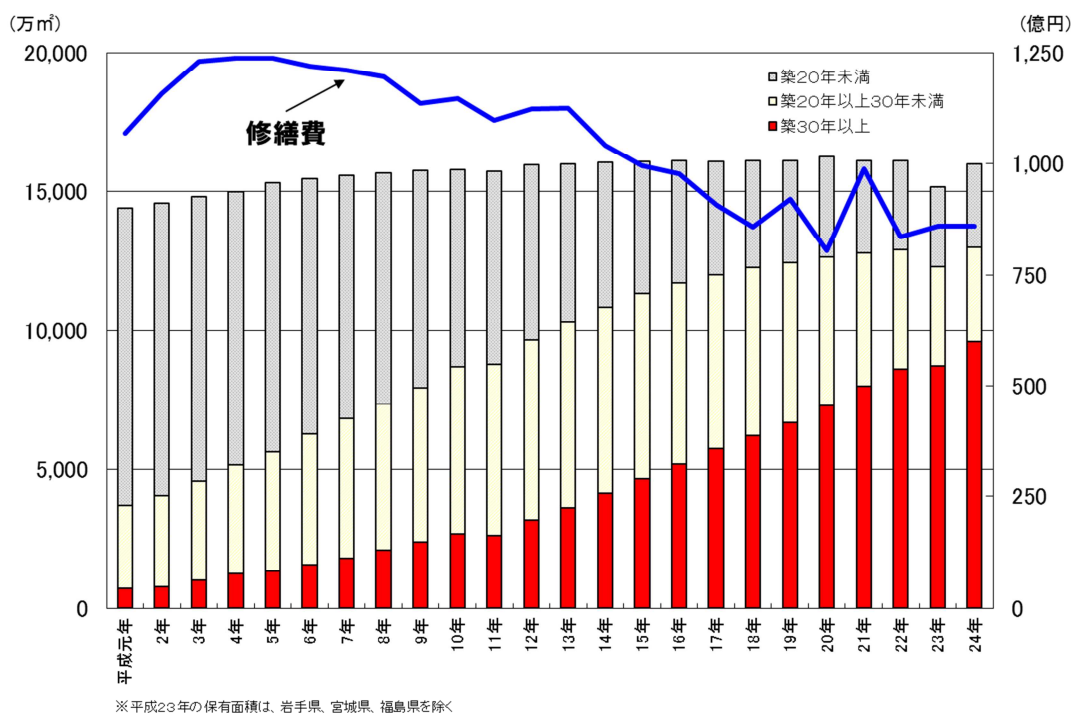
⁴建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長を、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

- さらに、公立文教施設については、上記の老朽化の状況把握だけでなく、多様化する教育内容・方法等のソフト施策への施設の対応状況や、バリアフリー、省エネ等の公共建築物として求められる現代的な性能への対応状況等についても、改修等の機会を捉えて適時確認し、適切に機能向上を図っていくことも必要である。

(2) 対策の実施状況

- 公立文教施設の各設置者は、点検・診断の結果を踏まえ、状況に応じ、日常的な修繕や大規模な改修等の対策を行っていく必要がある。
- しかしながら、例えば、公立小中学校施設における築30年以上の老朽施設の面積は、この20年間で約10倍に増加し、上記1. で述べたように安全面や機能面で不具合が多発しているにもかかわらず、地方教育費調査によれば、全国ベースでの修繕費の総計が減少傾向にあるなど、公立文教施設における対策が十分には行われていないおそれがある。(図表7参照。)

【図表7：公立小中学校の経年別保有面積と修繕費の推移】



(出典) 公立学校施設実態調査及び地方教育費調査(平成25年度)に基づき作成

(3) 老朽施設の計画的対策の必要性

- 公立文教施設は、今後急速に老朽化し、修繕・改修等の対策に係る需要が一時期に集中してしまうおそれがあるため、現下の厳しい財政状況の中、公立文教施設の長寿命化を着実に進めていくためには、各地方公共団体としての行動計画である「公共施設等総合管理計画」⁵も踏まえ、公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分毎に個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減に努めつつ予算の平準化を図る必要がある。
- その際、公立文教施設には、点検・診断結果に基づく対策だけでなく、耐震化等の安全対策、多様化する教育内容・方法等への対応、バリアフリー化・エコ化等の公共建築物としての機能向上等も求められることから、個別施設計画の立案に当たっては、これらの整備需要も盛り込み、優先順位を設定し、域内の施設全体の長寿命化が効果的・効率的に実施できる計画とする必要があるが、様々な整備需要に対してどのように全体の所要額を見込み、どのように優先順位を付け、どのように計画を立案していけばいいか、設置者に必ずしも十分なノウハウがないことが課題である。

3. 少子化、人口減少の進行

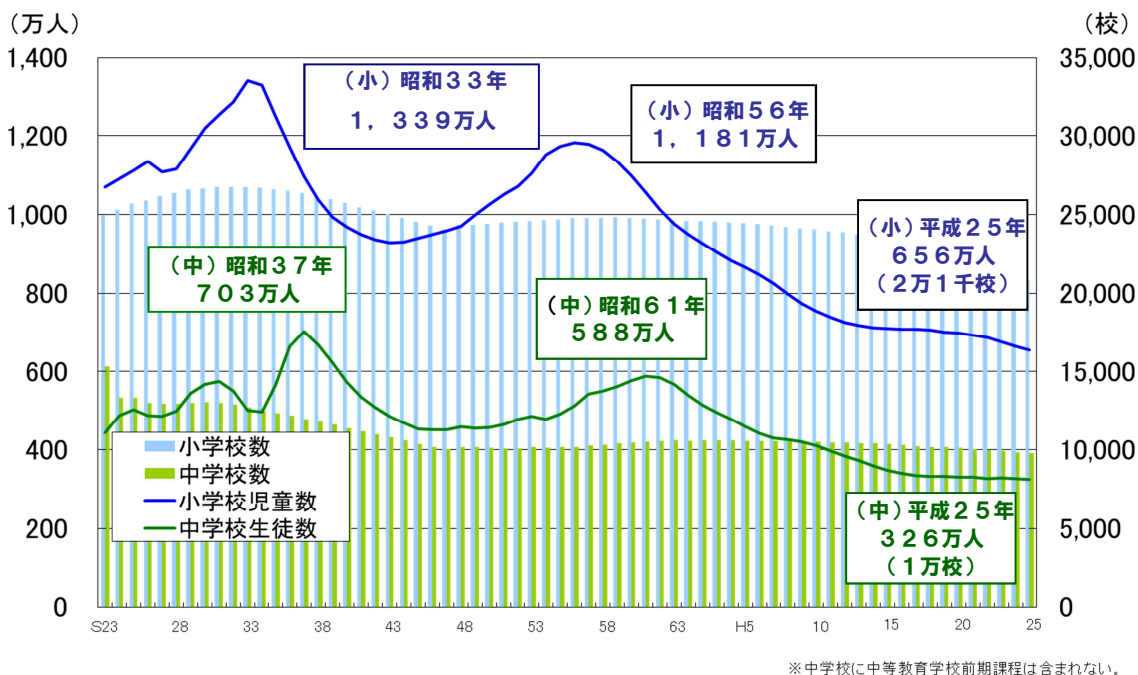
- 少子化の進行により、公立小中学校の児童生徒数は、第2次ベビーブーム世代のピークに比し、平成25年度には約4割減少している一方、小中学校数は、小学校は約2割、中学校は約1割の減少に留まり、標準規模（12～18学級）に満たない小規模校が約半数になっている。（図表8及び9参照。）
- 小規模校には、個別指導が行いやすい等の利点もある一方、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題が存在しているところである。文部科学省では、各市町村教育委員会が学校の小規模化に伴う課題に正面から向き合い、地域コミュニティの核となる活力有る学校づくりを進めていくことができるよう、学校規模適正化や小規模校の充実策等の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」⁶を平成27年1月に策定し、教育委員会に通知したところである。このような状況を踏まえ、今後、各地において、学校の適正規模・適正配置等の検討が進められることが期待される。

⁵ <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>参照。

⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm参照。

- また、地域によっては、学びの場である公立学校を拠点として地域コミュニティの形成を推進する観点や、人口減少等による利用需要の変化を見据えた公共施設の最適な配置の実現の観点などから、長寿命化に併せ、公立学校と公立社会教育施設等との複合化についても検討が進められることも考えられる。

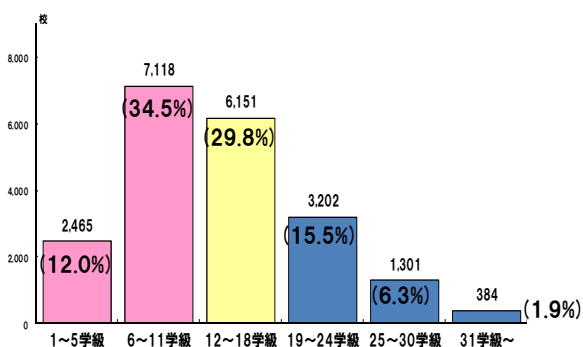
【図表 8：公立小中学校数及び児童生徒数の推移】



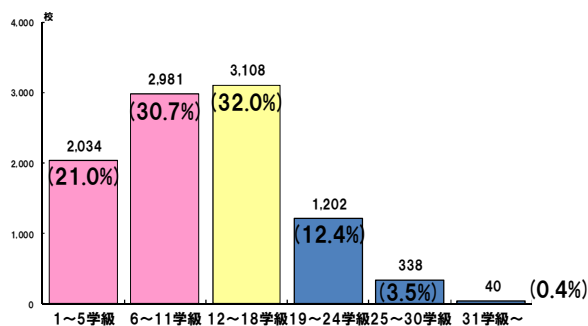
(出典) 学校基本調査 (平成25年度) に基づき作成

【図表 9：公立小中学校における学級規模別学校数】

(小学校)



(中学校)



(出典) 学校基本調査 (平成25年度) に基づき作成

§ 2. 国立大学法人等施設

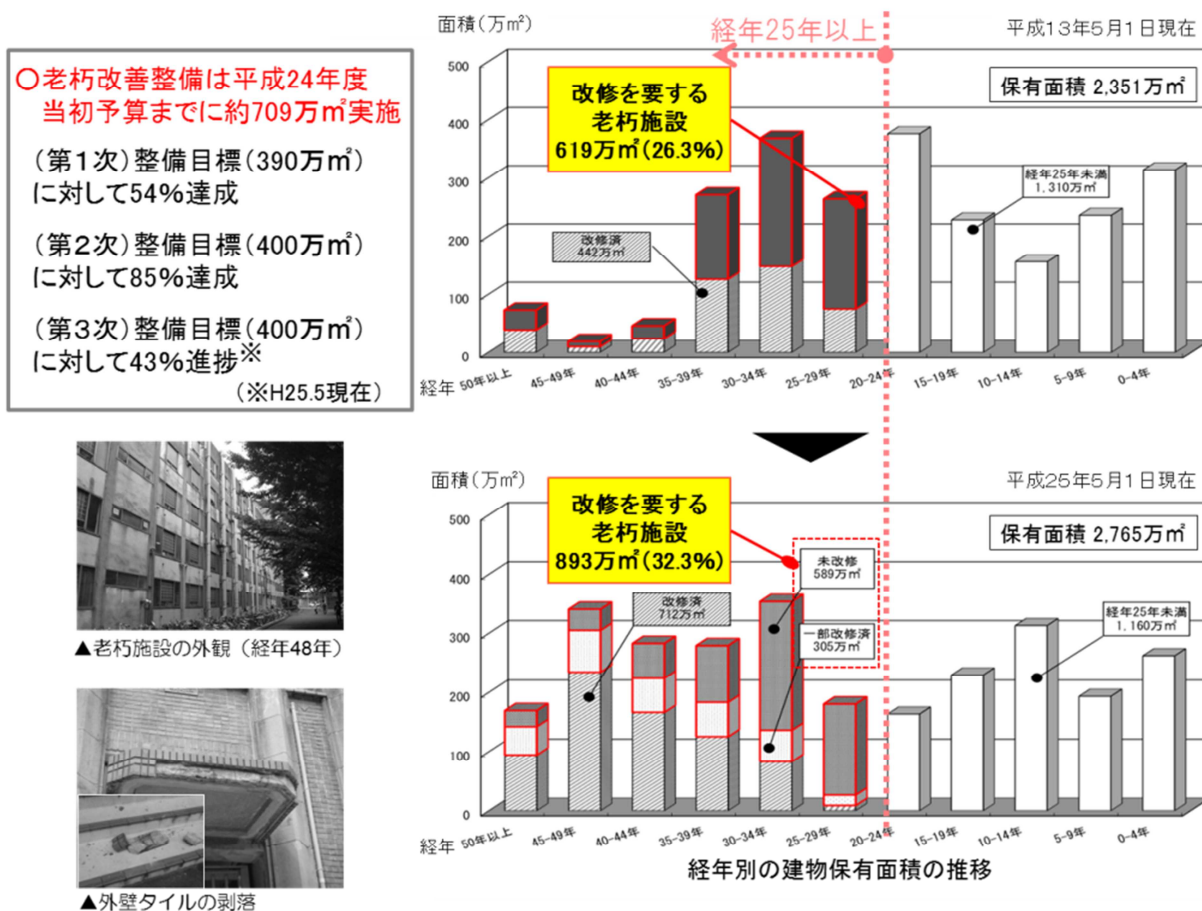
1. 老朽化の状況

- これまで我が国の国立大学法人等（国立大学法人のほか、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）の施設は、高等教育、学術研究の進展などと歩みを一にし、様々な時代の要請に応えながら、教育研究と一体的な整備がなされ、教育研究活動の基盤を支える社会資本を形成しているが、高度経済成長期以降に急速に整備された施設が老朽改善を必要とする時期に差し掛かりつつあるなど、計画的な修繕や老朽化対策などが必要である。

- このような状況も踏まえ、文部科学省においては、国立大学法人等の施設について、平成13年度から3次にわたる「国立大学法人等施設整備5か年計画」を策定し、計画的、重点的に整備を推進してきているところである。

- しかしながら、現行の施設整備5か年計画期間中に耐震化の早期完了に向けた整備が進められてきた反面、老朽改善整備に著しい遅れが発生している。老朽施設の改善需要に関しては、平成13年度において619万㎡（当該年度時点での保有面積の約26％）であったものが、平成25年度には893万㎡（当該年度時点での保有面積の約32％）となっており、経年で増加傾向にある。

【図表 10：国立大学法人等施設の老朽化の状況】



(出典) 「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」

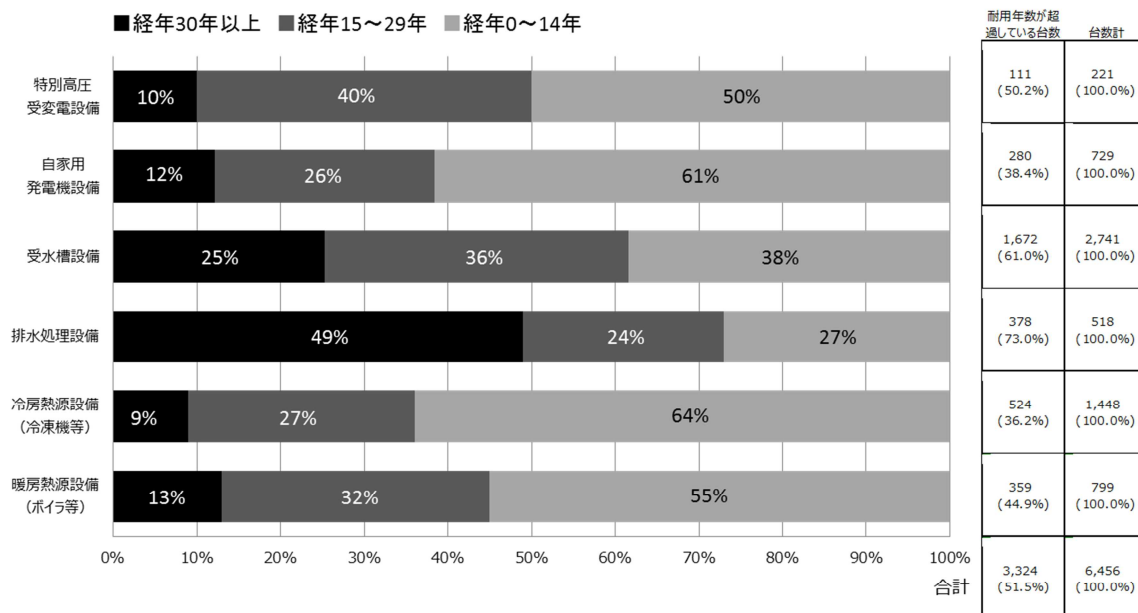
(平成 26 年 7 月 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議) に基づき作成

- また、主要な基幹設備（ライフライン）⁷については、法定耐用年数を超えるものの割合が高く、今後、老朽化が原因で電気設備やガス設備、給排水設備等の故障や事故が増加し、教育研究活動の中断や学生等の怪我などが頻発することが危惧される。特に、道路等の下に埋設され、普段目にする事のない水道やガス管及び下水道管並びに電気や電話のケーブル等については、老朽化の状況把握が不十分な配管・ケーブル等が数多くあるため、それらについては、今後、適時に老朽化の状況把握に努めるとともに適切な維持管理を行う必要がある。

⁷基幹設備（ライフライン）：大学等の教育研究活動に不可欠な電力、ガス、通信・情報、給排水、空調等を維持するために必要となる建築設備の主要・幹線部分をいう。

【図表 1 1 : 基幹設備（ライフライン）の経年と耐用年数の関係】

(平成25年 5月 1日現在)

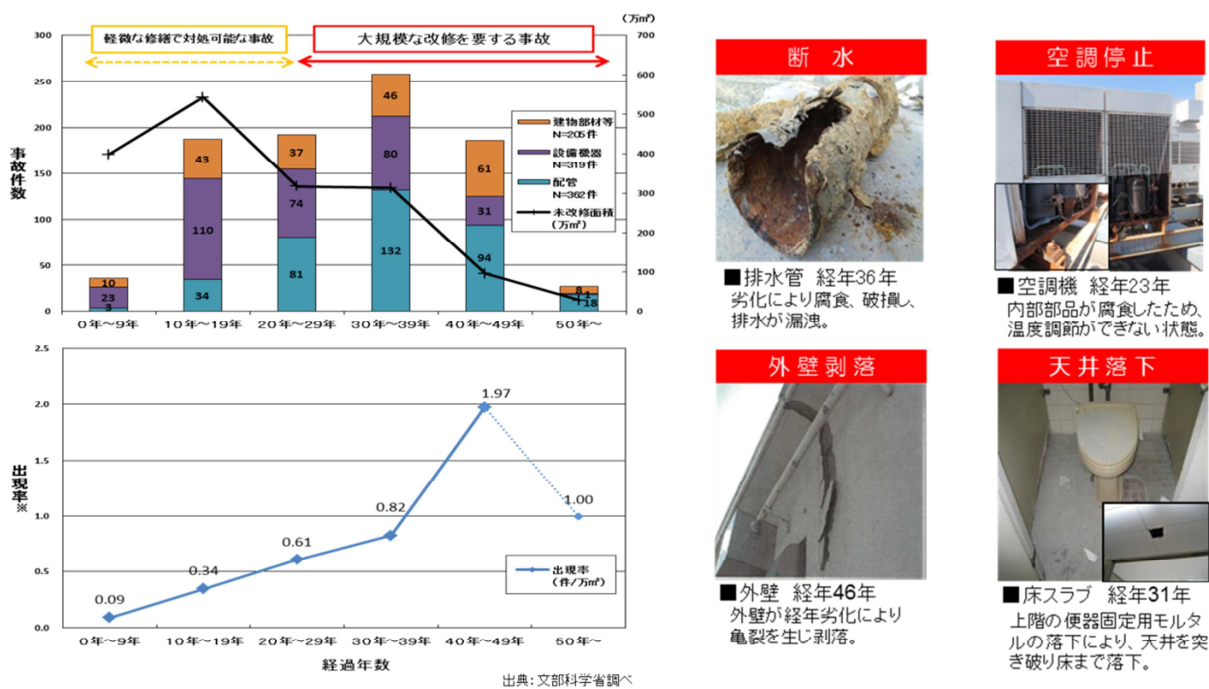


※法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数）はそれぞれ15年

(出典) 「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」

(平成 26 年 7 月 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議) に基づき作成

【図表 1 2 : 基幹設備（ライフライン）の経年と事故発生件数の関係（平成 1 6 年度～）】



(出典) 「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」

(平成 26 年 7 月 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議) に基づき作成

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- 国立大学法人等が、所有又は管理する施設・基幹設備（ライフライン）等の長寿命化を着実に進めていくためには、管理施設を定期的に点検・診断し、老朽化の状況を把握することが重要である。

- 国立大学法人等においては、平成16年の法人化に伴い、12条点検の実施が義務付けられる建築物は当該建築物の所在区域を所管する特定行政庁が指定したものに限り、12条点検の結果を特定行政庁へ報告することが必要となった。
各国立大学法人等において管理施設の長寿命化を着実に進めていくためにも、今後も引き続き、12条点検を適切に実施していく必要がある。

- さらに、上記の老朽化の状況把握だけでなく、経年による施設の機能陳腐化などにより、教育研究活動の高度化・多様化、国際競争力の強化、産学官連携の推進などの教育研究上の取組に支障が生じていないか、また、バリアフリーや省エネなど社会的要請に対応できているかなどを適時に確認し、機能向上を図っていくことも必要である。

(2) 対策の実施状況

- 各国立大学法人等においては、管理施設に対する定期的な点検・診断の結果を踏まえ、日常的な修繕や大規模な改修等の対策をこれまでも実施しているが、今後はより計画的に行うことにより、管理施設の安全を確保するとともに、維持管理等に係る中長期的なトータルコストを抑制し、長寿命化を図っていく必要がある。

(3) 老朽施設の計画的対策の必要性

- 国立大学法人等の施設については、これまでも各国立大学法人等において維持管理等を実施してきたが、施設整備をめぐる財政状況が厳しい中、将来にわたって安定的に整備充実を図っていくため、膨大な管理施設について、最大限有効活用を図りつつ、計画的な修繕・改修等の対策を進めることがより一層重要である。

- 特に、管理施設のうち、老朽化が進行している基幹設備（ライフライン）については、未然に事故を防止し、研究機能等を確保するため、各国立大学法人等における整備実態の把握及び的確な点検を進め、計画的に対策を実施することが重要である。

- このため、各国立大学法人等においては、①管理施設の長寿命化のための中長期的な取組の方向性を定める行動計画及び②行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定することが必要である。

§ 3. 独立行政法人管理施設

1. 老朽化の状況

- 文部科学省所管の施設運営型法人は、多くの国民を受け入れるための施設を運営し、当該施設においてサービスを提供しており、施設の延べ床面積は、156万㎡に及ぶ。
- 独立行政法人制度は平成13年4月から開始された制度であるが、施設運営型法人は、独立行政法人に移管する前から国の施設等機関あるいは特別な法人等として存在し、長い歴史を有することから、多くの老朽施設を保有しており、築30年以上の老朽化施設は4割を占めている。

【図表13：各法人の保有する施設の経年別面積の状況（平成25年度末時点）】

| 経年 | 保有面積(㎡) | (%) |
|------------|-----------|----------|
| 10年未満 | 252,834 | (16.2%) |
| 10年以上20年未満 | 520,110 | (33.3%) |
| 20年以上30年未満 | 165,768 | (10.6%) |
| 30年以上 | 625,323 | (40.0%) |
| 合計 | 1,564,035 | (100.0%) |

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- いずれの施設運営型法人においても、12条点検等に基づき定期点検を行っている。

(2) 対策の実施状況

- いずれの施設運営型法人においても、上記(1)の点検結果を踏まえて修繕計画等を作成し、当該計画に基づき修繕・改修等の対策に取り組んでいるが、現下の厳しい財政状況の中、対策のための経費を十分に確保することが難しくなっているという課題もある。

(3) 老朽化施設に対する計画的対策の必要性

- 現下の厳しい財政状況の中、施設の長寿命化を着実に進めていくためには、各法人において行動計画・個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減に努めつつ予算の平準化を図る必要がある。

- その際、点検・診断結果に基づく対策だけでなく、当該独法の行う研修、展示等の内容・方法等の高度化・多様化に合わせた機能向上や、バリアフリー化、省エネ化等、広く国民が利用する公共建築物として求められる現代的な性能にも対応していく必要があることから、行動計画・個別施設計画の立案に当たっては、これらの整備需要を盛り込み、優先順位を付けながら、効果的・効率的に行われる計画とする必要がある。

§ 4. 文部科学省管理施設

1. 老朽化の状況

- 文部科学省が管理する施設は約9万7千㎡あり、このうち中央合同庁舎7号館（文部科学省専有部）が約8万1千㎡を占める。保有面積で見れば多くが築10年未満の施設であるが、築30年以上の施設も約3万2千㎡（全保有面積の約3割）存在しており、これらについては適切な対策を実施する必要がある。

【図表14：文部科学省の管理施設の経年別面積の状況（平成25年度末時点）】

| 経年 | 保有面積(㎡) | (%) |
|------------|---------|----------|
| 10年未満 | 64,095 | (66.3%) |
| 10年以上20年未満 | 595 | (0.6%) |
| 20年以上30年未満 | 0 | (0.0%) |
| 30年以上 | 32,014 | (33.1%) |
| 合計 | 96,704 | (100.0%) |

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- 官庁施設の点検・診断については、建築基準法、官庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められており、これらの法令等に基づく点検・診断を実施している。なお、中央合同庁舎7号館については、中央合同庁舎7号館整備等事業（以下、「PFI事業」という。）の事業者により実施している。

(2) 対策の実施状況

- 上記(1)の点検結果を踏まえ、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（国土交通省告示）等に基づき、修繕・改修等の対策に計画的に取り組んでいるところである。

(3) 老朽化施設に対する計画的対策の必要性

- 文部科学省の管理施設について、老朽化の状況にはばらつきがあるものの、現下の厳しい財政状況の中、管理施設の長寿命化を着実に実施していくためには、トータルコストの低減、予算の平準化に配慮し、計画的に対策に取り組んでいく必要がある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

§ 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援

（１）点検・診断の着実な実施

- 市町村が所有又は管理する公共建築物の約半数を占め、国民の重要な公共財産の一角を形成する公立文教施設は、良好な状態の保全に率先して取り組むことが期待されるが、IV. § 1. 2.（１）で述べたように、12条点検が義務付けられている公立文教施設において、12条点検が実施されていないものがあることから、文部科学省は、各設置者に対し、本行動計画の周知に併せ、12条点検を着実に実施するよう指導する。
- また、同じくIV. § 1. 2.（１）で述べたように、現在、地域によって12条点検が義務付けられている建築物に差が生じているが、文部科学省は、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない公立文教施設についても、12条点検の点検内容も踏まえ、建築基準法第8条に基づく管理施設の維持管理を着実にを行うよう、本行動計画の周知に併せ、各設置者に促す。
- その際、管理施設に12条点検の実施が義務付けられていない場合は、維持管理の重要性や手法等について十分理解が得られていないことも考えられることから、文部科学省は、それらを公立文教施設の設置者向けに解説する手引を平成27年度中に策定し、情報提供を行う。
- ソフト施策への対応状況や施設に求められる現代的性能への対応状況の確認に関しては、引き続き、「学校施設整備指針」⁸（平成26年7月改正 文部科学省大臣官房文教施設企画部）等の情報提供を行い、各設置者における取組を支援する。

（２）個別施設計画の策定

- IV. § 1. 2.（３）の状況を踏まえ、公立学校施設について、地方公共団体が計画的に整備を進め、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ることができるよう、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を平成26年度末を目途に策定することとしている。

当該手引は、域内の施設全体の整備需要を踏まえた基本の方針、優先順位付けの考え

⁸ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm 参照。

方等の個別施設計画に盛り込むべき事項や、それらを検討する上での留意事項（IV. § 1. 3. で述べた学校の適正規模・適正配置、複合化等の検討が行われる場合の留意事項を含む）、参考事例等を示し、解説するものである。また、平成27年度より、この手引を活用して地方公共団体が個別施設計画を策定する取組を支援する事業（平成27年度政府予算案に計上）を行うこととしている。

これらにより、教育委員会が平成32年度までに公立学校施設に係る個別施設計画を策定できるよう支援する。

- 当該手引は、一義的には公立学校施設を対象とするものではあるが、手引で示されるノウハウは公立社会教育施設を所管する部署等においても参考になる可能性があることから、教育委員会の公立学校施設担当部局はもとより、公立社会教育施設担当部局等に対しても、当該手引の情報提供を行い、取組を促す。

（3）対策の着実な実施

- 公立文教施設の各設置者に対して、上記（2）の個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。

（4）予算管理

- 公立文教施設の各設置者が、現下の厳しい財政状況の中、管理施設の長寿命化のために計画的な投資を継続的に行っていくことができるよう、文部科学省は、上記（1）～（3）等の取組を通じ、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減、予算の平準化の取組を促進する。
- また、各設置者が少子化・人口減少の動向や地域の実情等を踏まえ、学校の統合や小規模校の存続・充実等、学校の小規模化に伴う教育上の課題に的確に対応するための方策を検討するよう促し、既存施設について効果的、効率的にストック管理が行われるよう努める。
- さらには、各設置者が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

2. メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備

(1) 指針・手引の策定

- 文部科学省は、点検・診断、個別施設計画の策定、修繕・改修等の各段階における指針・手引を引き続き充実させ、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築を支援する。

【公立学校の維持管理等に関する指針・手引（今後の予定含む）】

<点検・診断>

（老朽化の状況把握）

- ・「安全で快適な学校施設を維持するために」⁹（平成13年3月 文部科学省）
- ・12条点検の趣旨・内容、点検結果に基づく対策の重要性等を学校等の設置者向けに解説する手引（平成27年度中に策定予定）

（ソフト施策等への対応状況の確認）

- ・「学校施設整備指針」¹⁰（平成26年7月改正 文部科学省大臣官房文教施設企画部）

<個別施設計画の策定>

- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成26年度末目途で策定予定）

<修繕・改修等>

- ・「学校施設の長寿命化改修の手引」¹¹（平成26年1月 文部科学省）

(2) 体制の構築

- 公立文教施設の各設置者が、メンテナンスサイクルを構築し、管理施設の長寿命化を適切に進めていくためには、点検・診断結果の評価や、個別施設計画における優先順位付けに際し、技術的知見に基づく対応が必要となる。しかし、アンケート調査によれば、教育委員会において施設担当技術職員を有していない地方公共団体は約半数にも及ぶ¹²など、文教施設の長寿命化を進めるに当たっては、各設置者における体制の構築・強化が課題である。

⁹ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm 参照。

¹⁰ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm 参照。

¹¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/027/toushin/1343009.htm 参照。

¹² 「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進」（平成25年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告書）P115参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1331925.htm

- 文部科学省としては、各設置者が管理施設の長寿命化を着実に進めていくための体制の構築・強化の重要性及びそのための手段（営繕担当部局との連携、退職した技術職員の再雇用、民間事業者への委託等）等について、各種研修会・講習会において理解を促すとともに、体制の構築・強化により円滑に管理施設の維持管理等を行っている先進的な地方公共団体の事例を収集・発信し、各設置者における体制の構築に係る取組を支援する。
- また、各種研修会・講習会において、上記に併せ、長寿命化に関する施策説明、上記（１）で述べた指針・手引の解説、先進的事例の紹介等を行うことにより、教育委員会における施設担当技術者の資質向上に貢献する。

（３）情報基盤の整備及び活用

- 点検・診断結果に基づいた個別施設計画の策定、今後の対策費用の推計、対策の実施、更には、その後のメンテナンスサイクルの継続的な実施を着実に効率的に行うためには、基礎情報として、施設や棟ごとの点検・診断の結果、その後の対応状況等を記録し、その情報を関係部局・機関で共有し、活用することも有効である。
- 公立学校施設については、現在、「公立学校施設台帳」という電子情報システムにおいて棟ごとの建築年や保有面積、改修実績等を設置者、都道府県、文部科学省で共有しており、今後、地方公共団体において上記のような情報の蓄積・共有を行う際、当該台帳の情報を活用することも考えられる。必要に応じて、当該台帳の充実等についても検討する。

また、平成２６年度末を目途に作成する予定である「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」の中で、情報基盤の整備と活用に係る留意点の解説を示すとともに、「B I M M S（保全マネジメントシステム）」¹³等のソフトウェアについて紹介することとしている。

¹³ 一般財団法人建築保全センターが平成１６年度に開発し、平成２５年度に新機能の追加開発等を行ったのち、平成２６年４月よりサービスを開始。所管地域内の広域に点在する個々の施設についてデータ入力でき、かつ必要な情報を集約して一元管理することができるものとなっている。

§ 2. 国立学校法人等施設

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援

(1) 点検・診断の着実な実施

- 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、12条点検等及びその結果に基づく適切な対策の実施の重要性について改めて周知徹底し、12条点検の着実な実施を促す。

また、前述の公立学校施設と同様に、現在は、地域によって12条点検が義務付けられている建築物に差が生じている（IV. § 1. 2. (1)を参照）が、多数の学生・教職員等が集まり、敷地等が避難場所として指定されるなど、地域社会での重要な役割が期待される国立大学法人等の施設は、良好な状態の保全に率先して取り組むことが期待されることから、文部科学省としては、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない管理施設についても、損傷、腐食、劣化等により安全性が損なわれていないかなど、適時に点検を行うよう、本行動計画の周知に併せ、各国立大学法人等に促す。

(2) 行動計画・個別施設計画の策定

- 国立大学法人等における管理施設の計画的な修繕・改修等を図るため、文部科学省は各国立大学法人等に対して、平成28年度までのできるだけ早い時期に行動計画を、平成32年度までに個別施設計画を策定するよう促す。

- なお、文部科学省では、従前、国立大学法人等施設整備5か年計画において、老朽施設の計画的な改善や、キャンパスマスタープランの策定において、施設の長寿命化等に関する考え方を定めるよう推進しており、各国立大学法人等において策定している施設整備計画、修繕計画等に、インフラ長寿命化のための行動計画・個別施設計画と同種・類似の内容を含む場合、インフラ長寿命化基本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な機会に内容の充実を図るなどの工夫により、既存の施設整備計画、修繕計画等を行動計画・個別施設計画に代替することができるものとする。

(3) 対策の着実な実施

- 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、上記(2)の個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。

(4) 予算管理

- 老朽化した膨大な管理施設を良好な状態に保つためには、施設の長寿命化に係るメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが重要である。

- 文部科学省においては、各国立大学法人等が行動計画・個別施設計画等に基づいた管理施設の長寿命化のための取組を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

2. メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備

(1) 指針・手引の策定

- 文部科学省は、点検・診断、行動計画・個別施設計画の策定、修繕・改修等の各プロセスで活用できる指針・手引を引き続き充実させ、各国立大学法人等におけるメンテナンスサイクルの構築を支援する。

【国立大学法人等施設の維持管理等に関する指針・手引】

<点検・診断>

- ・「国立文教施設保全指針」（平成12年3月 文部省大臣官房文教施設部）
施設の維持管理にあたり配慮すべき基本的事項を示した指針
- ・「大学施設の性能評価システム」¹⁴（平成23年3月 文教施設研究センター）
建物各部の老朽状況や教育研究基盤機能などの五つの評価指標により施設の状態を総合的に判断する手法を示した手引
- ・「国立大学等施設設計指針」¹⁵（平成26年7月改訂 文部科学省大臣官房文教施設企画部）
施設の機能面の点検・診断やその結果を改修等へ反映させる際に参照できる、施設を設計する際の基本的考え方や留意事項を示した指針

<行動計画・個別施設計画の策定>

- ・「国立大学法人等施設整備5か年計画」¹⁶（平成13年度～ 文部科学大臣決定）
- ・「国立大学等キャンパス計画指針」¹⁷（平成25年9月 文部科学省大臣官房文教施設企画部）
国立大学法人等が行動計画・個別施設計画を検討、策定する際に参照、考慮が必要な、施設整備の中長期的な方針やキャンパス計画策定のための指針
- ・「国立大学法人等施設LCC算定ソフト」（平成23年6月 文部科学省）
ライフサイクルコストの計算により修繕・改修等の概要額を簡易に算定するソフト

¹⁴ <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/hyoukasystem1.pdf> 参照。

¹⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1349007.htm 参照。

¹⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318409.htm 参照。

¹⁷ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1339802.htm 参照。

上記のほか、各種事例集において、上記内容に関する先進事例の取組を紹介している。

また、平成27年3月にまとめられた国立大学法人等における施設マネジメントの推進に関する報告書「大学経営に求められる施設戦略～施設マネジメントが教育研究基盤を強化する～」¹⁸（国立大学等施設の総合的なマネジメントに関する検討会）においても、点検・診断及び計画に基づく修繕・改修等の実施の必要性や、具体的な取組事例を紹介している。

¹⁸ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/030/toushin/1355946.htm 参照。

§ 3. 独立行政法人管理施設

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援

(1) 点検・診断の着実な実施

- 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、当該法人の管理施設の長寿命化を進めていく上での基礎となる点検・診断を今後とも着実に実施するよう、引き続き、必要な指導・助言を行う。

(2) 行動計画・個別施設計画の策定

- 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、当該法人の管理施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図り、計画的な修繕・改修等を推進するため、平成28年度までのできるだけ早い時期に行動計画を、平成32年度までに個別施設計画を策定するよう促す。
- なお、法人における既存の修繕計画等が、行動計画・個別施設計画と同種・類似の計画の場合は、当分の間、当該修繕計画等により代替することが基本計画上認められているが、その場合でも、同計画の更新の際など適切な機会を捉え、基本計画の趣旨を踏まえて必要な見直しを行うよう促す。

(3) 対策の着実な実施

- 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、上記(2)の行動計画・個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に、修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。

(4) 予算管理

- 文部科学省は、各施設運営型法人における管理施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化の取組を促進するとともに、各法人が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

§ 4. 文部科学省管理施設

1. 文部科学省におけるメンテナンスサイクル構築の取組

(1) 点検・診断の着実な実施

- 文部科学省は、引き続き、自らが管理する施設の長寿命化を進めていく上での基礎となる点検・診断を、法令等に基づき着実に実施する。

(2) 個別施設計画の策定

- これまでも修繕計画の策定等により計画的な対応を行ってきたところであるが、今後は、「官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き」（平成26年7月18日 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ）に基づき、平成28年度までに、これまでの計画を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」の活用等により、官庁施設の個別施設計画である「中長期保全計画」及び「保全台帳」に高度化していく。なお、中央合同庁舎7号館については、PFI事業の契約時点で事業者が策定した中長期計画等に基づいた維持管理が行われているが、事業者に対して、状況に応じた計画の見直し等、適切な事業実施を求めていく。

(3) 対策の着実な実施

- 上記(2)の個別施設計画に基づき、引き続き、管理施設の修繕・改修等の対策に計画的に取り組む。

(4) 予算管理

- 上記(1)～(3)を通じ、施設に係るトータルコストの縮減、予算の平準化に努めるとともに、個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

§ 5. 新技術の開発・導入

(1) 新技術の開発

- 我が国が抱える課題に科学技術イノベーションが貢献すべき全体像を取りまとめた「科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「世界に先駆けた次世代インフラの整備」も取り組むべき課題として位置づけられ、近年の財政状況の中で維持管理等にかかる費用の低コスト化を図るため、「自動点検技術・無人点検技術等の高度化・コスト低減」、「インフラの補修・更新技術の普及及び耐久性向上技術の開発」等が2030年頃において達成しておくべき姿とされている。
- 文部科学省においては、以上の政府全体の方針を踏まえ、効果的・効率的なインフラ維持管理等を実現する上で高度化が必要とされる、点検・診断技術、補修・更新技術や新規構造材料等の研究開発を推進する。また、これらの研究開発において成果が得られた際には、広報、普及啓発を積極的に行う。

(2) 新技術の導入

- 現場への導入段階に至った建築物に関する新技術や手法について、関係省庁と連携しつつ、対象施設の各設置者に周知するなど、その導入の推進に努める。

VI. 中長期的なコストの見通し

- インフラの維持管理等に係るトータルコストの縮減を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、これを一つの目安として戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

- しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による費用等低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

- このため、今後、各設置者により策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握して、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの見通しを精査する必要がある。

VII. フォローアップ

- 本行動計画の取組を着実なものとするため、各設置者における行動計画・個別施設計画の検討・策定状況の把握に努め、進捗が遅れている設置者については、その課題を整理し、その解決に向けた取組を支援する。

文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)の概要

政府の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)に基づき、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、文部科学省としての行動計画を策定。

1. 計画の範囲

- ◆対象施設:維持管理等に関する公財政支出があり、多数の国民を受け入れる施設
(国公立学校施設、公立社会教育施設、施設運営型独立行政法人、庁舎等)
- ◆計画期間:平成26～32年度(2014～2020年度)

2. 目指すべき姿

- ◆各設置者における「メンテナンスサイクル」(①定期的な点検・診断、②計画策定、③計画に基づく対策の実施)の構築
- ◆これまでの改築中心から長寿命化への転換による、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減
- ◆行動計画・個別施設計画の策定を通じた予算の平準化

3. 現状・課題

- ◆第2次ベビーブームに対応して整備された学校施設等について、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が予想
- ◆建築基準法に基づく点検・診断の実施状況等について地域差が存在
- ◆児童生徒等の安全性の確保はもとより、教育研究活動の高度化・多様化やバリアフリー・省エネ等に対応した機能の向上も必要
- ◆厳しい財政状況等により対策が十分に行われていないおそれ

4. 取組の方向性

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 点検・診断の着実な実施 | 地域差のない点検の着実な実施を要請、点検実施の手引を作成・提供 |
| 個別施設計画の策定 | 個別施設計画策定の手引の作成・提供等により各設置者の取組を促進 |
| 対策の着実な実施 | 個別施設計画に基づく着実な取組を促進 |
| 予算管理 | トータルコスト縮減・予算の平準化の促進、必要な予算の安定的な確保 |
| 指針・手引の策定 | 「点検・診断」「計画」「対策」の各段階に対応する指針・手引の整備・充実 |
| 体制の構築 | 体制構築の重要性・手段等に関する周知、先駆的事例の普及啓発 |
| 情報基盤の整備及び活用 | 施設に関する情報の蓄積・共有の有用性に関する普及啓発 |
| 新技術の開発・導入 | 非破壊診断技術・新材料に関する研究開発、導入段階に至った新技術の周知 |

5. フォローアップ

各設置者における取組の進捗状況の把握、課題の整理、解決に向けた取組の支援

文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表

| | |
|--------------------------------|---|
| ・ 公立文教施設(公立学校及び公立社会教育施設等)..... | 1 |
| ・ 国立大学法人等施設 | 2 |
| ・ 独立行政法人施設 | 2 |
| ・ 文部科学省管理施設 | 3 |
| ・ 新技術の開発・導入 | 3 |

文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表

| 【公立文教施設(公立学校及び公立社会教育施設等)】 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------------------------|-----------------------------------|-----------------|--------------|------|------|------|------|
| 点検・診断の着実な実施 | 点検・診断の着実な実施を要請※ | 手引きの策定 | | | | | |
| | 継続的な指導・助言の実施 | | | | | | |
| | 「学校施設整備指針」等の継続的な情報提供の実施 | | | | | | |
| 個別施設計画の策定 | 平成32年度までの個別施設計画の策定を要請※ | 継続的な指導・助言の実施 | | | | | |
| | 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」の策定 | 個別施設計画策定支援事業の実施 | | | | | |
| 対策の着実な実施 | 個別施設計画に基づく対策の着実な実施を要請※ | 継続的な指導・助言の実施 | | | | | |
| 予算管理 | トータルコストの縮減、予算の平準化に関する継続的な指導・助言の実施 | | | | | | |
| | 必要な予算の安定的な確保 | | | | | | |
| 指針・手引の策定 | 指針・手引の整備 | | 継続的な指針・手引の充実 | | | | |
| | 継続的な普及啓発の実施、先進的な事例の収集・発信 | | | | | | |
| 情報基盤の整備及び活用 | 継続的な普及啓発の実施 | | | | | | |

※本行動計画の通知において対応

| 【国立大学法人等施設】 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------------|--|-----------------|------|------|------|------|------|
| 点検・診断の着実な実施 | 点検・診断の着実な実施を要請※ | | | | | | |
| | 継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | | |
| 行動計画・個別施設計画の策定 | 平成28年度までの行動計画策定及び平成32年度までの個別施設計画策定を要請※ | 継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 対策の着実な実施 | 個別施設計画に基づく対策の着実な実施を要請※ | 継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 予算管理 | トータルコストの縮減、予算の平準化に関する継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | | |
| | 必要な予算の安定的な確保 | | | | | | |
| 指針・手引の策定 | 指針・手引の整備 | 継続的な指針・手引の充実の実施 | | | | | |
| | | | | | | | |

※本行動計画の通知において対応

| 【独立行政法人施設】 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------------|--|----------------|------|------|------|------|------|
| 点検・診断の着実な実施 | 点検・診断の着実な実施を要請※ | | | | | | |
| | 継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | | |
| 行動計画・個別施設計画の策定 | 平成28年度までの行動計画策定及び平成32年度までの個別施設計画策定を要請※ | 継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 対策の着実な実施 | 個別施設計画に基づく対策の着実な実施を要請※ | 継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 予算管理 | トータルコストの縮減、予算の平準化に関する継続的な情報提供・助言の実施 | | | | | | |
| | 必要な予算の安定的な確保 | | | | | | |

※本行動計画の通知において対応

| 【文部科学省管理施設】 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------|---------------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 点検・診断の着実な実施 | 継続的な点検・診断の実施 | | | | | | |
| 個別施設計画の策定 | 平成28年度までに個別施設計画(「中長期保全計画」及び「保全台帳」)を策定 | | | | | | |
| 対策の着実な実施 | 個別施設計画に基づいた修繕・改修等を継続的に実施 | | | | | | |
| 予算管理 | トータルコストの縮減、予算の平準化に関する継続的な取組の実施 | | | | | | |
| | 必要な予算の安定的な確保 | | | | | | |

| 【新技術の開発・導入】 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------------------------------|---------|------|------|------|------|------|------|
| 点検・診断技術、補修・更新技術 や新規構造材料等の研究開発 | 研究開発の推進 | | | | | | |
| 導入段階に至った新技術の周知 | 設置者への周知 | | | | | | |